

令和 5 年度(2023 年度)第 6 回熊本市環境審議会

次 第

日時：令和 6 年（2024 年）3 月 27 日（水）10 時 00 分

会場：熊本市役所 7 階会議室

1 開会

2 議題

（仮称）熊本市環境影響評価条例の基本的事項について 答申（案）

3 その他

4 閉会

<配布資料>

資料 1 （仮称）熊本市環境影響評価条例の基本的事項について 答申（案）

資料 2 前回の答申（案）への意見及び制定スケジュール

参考資料 1 （仮称）熊本市環境影響評価条例の基本的事項（案）について

参考資料 2 熊本市の対象事業の種類・規模要件等一覧

参考資料 3 指定地域の位置図

(仮称) 熊本市環境影響評価条例の基本的事項について

答申（案）

令和6年（2024年）3月27日

熊本市環境審議会

答申

「(仮称)熊本市環境影響評価条例」の基本的事項について

1 はじめに

令和5年(2023年)4月24日、熊本市長から本審議会に対し、本市の多様で豊かな環境を受け継ぐ総合的な環境配慮制度としての「(仮称)熊本市環境影響評価条例」を制定するにあたり、条例の基本的事項であります「手続方法」、「地域区分」、「対象事業の種類や規模要件」について諮問がなされ、以下のとおり6回にわたり審議を進めてきました。その結果、次のとおり結論を得たため、ここに答申します。

2 審議経過

令和5年度 第1回 熊本市環境審議会

開催日時 令和5年4月28日(金)午前10時00分から午前11時30分まで

審議事項 「(仮称)熊本市環境影響評価条例」の制定について

令和5年度 第2回 熊本市環境審議会

開催日時 令和5年5月31日(水)午前10時00分から午前11時20分まで

審議事項 条例の基本的事項のうち「手続の方法」について意見聴取

令和5年度 第3回 熊本市環境審議会

開催日時 令和5年7月21日(金)午前10時00分から午前11時20分まで

審議事項 条例の基本的事項のうち「地域区分」について意見聴取

令和5年度 第4回 熊本市環境審議会

開催日時 令和5年11月22日(水)午前10時00分から午前11時30分まで

審議事項 条例の基本的事項のうち「対象事業の種類や規模要件」について意見聴取

令和5年度 第5回 熊本市環境審議会

開催日時 令和5年12月22日(金)午前10時00分から午前11時15分まで

審議事項 答申(案)について意見聴取

令和5年度 第6回 熊本市環境審議会

開催日時 令和6年3月27日(水)午前10時から午前11時30分まで

審議事項 答申(最終案)について意見聴取

3 条例制定の検討の背景

近年、大規模な開発事業や気候変動による激甚災害に加え、半導体関連企業の進出等により、市民の環境に対する関心は高まっており、環境への悪影響を未然に防止するため、事業の計画段階から環境保全について調査・予測・評価を実施する「環境影響評価制度」は、非常に重要なものとなっている。

そのような中、熊本市では環境影響評価対象事業に対処するため、令和3年10月1日に「熊本市環境基本条例」を改正し、「環境影響評価」に関する規定を新規に追加した。

また、令和4年3月29日には、第4次熊本市環境総合計画を策定し、令和6年度中を目途に(仮)熊本市環境影響評価条例を制定することを明記した。

以上を踏まえ、環境への悪影響を未然に防止するだけでなく、熊本市の魅力である自然環境の保全に主体的に取り組むため、熊本市独自の環境影響評価条例を制定されたい。

4 条例制定の検討の視点

(1) 熊本市の豊かな地域特性に即した制度

熊本市は、九州の中央に位置し、交通の要所で人口74万人を超える政令指定都市でありながら、清らかな地下水や豊かな緑といった自然環境や、熊本城をはじめとした史跡が混在する自然と歴史の香り高い都市です。

特に、熊本市民の上水道の全てが地下水で賄われている全国でも稀有な地下水都市であり、多くの市民が熊本の水を誇りに思うなど、地下水保全意識も高いものとなっています。

また、「熊本県環境影響評価条例(以下、「県条例」という。)」では、本市全域が「地下水保全地域」として、県内の他の地域より規模要件が厳しく規定されています。

このような地域特性を踏まえた地域区分(ゾーニング)や独自の対象事業を導入すること。

(2) 世界情勢や社会状況を踏まえた効果的な制度

脱炭素化や、ネイチャーポジティブ(自然再興)の実現といった世界情勢や社会状況を踏まえ、本市の環境保全に十分配慮しつつ、環境負荷の低減が見込める事業に対する手続の簡略化や期間の短縮等、迅速かつ効果的な環境影響評価手続とすること。

(3) 事業者によるより良い環境づくりを促す制度

「地方の時代に即した条例アセスのあり方に関する研究」で示された「望ましい環境影響評価制度のあり方や今後の課題等」を踏まえ、従来のネガティブチェックのイメージから脱却し、事業者自身が積極的に環境づくりに取り組む制度とすること。

5 条例の基本的事項

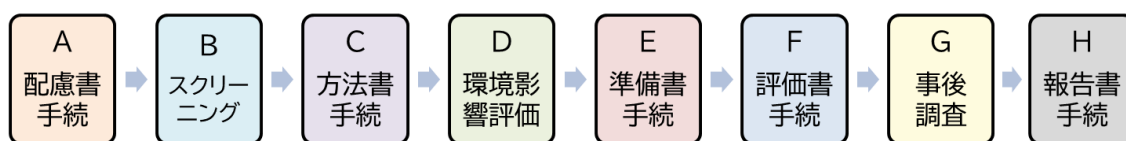
市独自の環境影響評価条例（以下「市条例」という。）の制定にあたっては、県条例の規定に基づき、市条例の内容が県条例の趣旨に即したものであり、かつ、環境の保全に関し県条例と同等以上の効果が期待できるものである必要がある。そのため、県条例の趣旨を踏まえ、4で述べた視点を踏まえた制度とすること。

(1) 手続方法

県条例を踏まえ、「配慮書手続」、「方法書手続」、「環境影響評価」、「準備書手続」、「評価書手続」、「事後調査」及び「報告書手続」を規定すること。

また、一般的に環境影響評価条例には、事業の種類や規模要件のみにより環境影響評価手続きが一律に義務化されていること、環境影響評価手続きに要する期間が長期にわたること、多額の費用負担が発生するなどの課題があることから、事業特性や地域特性を踏まえその後の環境影響評価手続きの要否を判定する「スクリーニング」を規定すること。

なお、「スクリーニング」の具体的な「判定基準」については、「専門家会議」において、明確にすること。



(2) 地域区分(ゾーニング)

本市の良好な自然環境を持続可能なものとするため、本市の地域特性を踏まえ、自然環境、生物種・生態系、歴史・文化遺産により特に環境への配慮が必要な地域を「指定地域」、それ以外の地域を「一般地域」とすること（別紙1のとおり）。

	分野	地域名	概要(根拠法令)	本市の代表地域・対象
①	自然環境	県立自然公園	・優れた自然の風景地で、その保護等を図る必要がある地域(熊本県立自然公園条例)	金峰山、立田山など
②	自然環境	環境保護地区	・市街地周辺に残された貴重な緑地等の保全地域(熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例)	砂取環境保護地区など(計13箇所)
③	自然環境	保安林	・水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全等に必要地域(森林法)	金峰山、立田山、雁回山など
④	自然環境	風致地区	・土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致(自然的景観)の維持が必要な区域(都市計画法)	立田山、水前寺・江津湖、八景水谷、花岡山・万日山など(7地区)
⑤	生物種・生態系	干潟・藻場	・生物多様性の観点から重要度の高い海域として指定された地域(自然環境保全法)	有明海沿岸、河内・塩屋海岸など
⑥	歴史・文化遺産	史跡・名勝・天然記念物	・鑑賞上又は歴史上等価値の高いもの(文化財保護法、熊本県文化財保護条例、熊本市文化財保護条例)	熊本城跡、水前寺成趣園、藤崎台のクスノキ群など

(3) 対象事業の種類や規模要件

① 対象事業

県条例の対象事業は、本市においても実施される可能性があることから、全てを対象事業として規定すること。

加えて、特に都市部において建設が行われる「大規模建築物(高層建築物)」については、**工事中の建設機械の稼働による騒音、振動、大気汚染などや、供用後の高層建築物による景観、日照障害、電波障害、風害など周辺への環境影響**が大きいことから、対象事業として規定すること。

② 規模要件

「一般地域」の規模要件は県条例の規模要件と同等とし、大規模建築物(高層建築物)の「一般地域」の規模要件は、別紙2の表中21番に示す規模とすること。

「指定地域」の規模要件は、「一般地域」の50%の規模とすること。ただし、廃棄物処分場、公有水面の埋立・干拓、豚房施設、大規模建築物(高層建築物)、港湾計画については、事業特性の観点から、「一般地域」と同等の規模とすること(別紙2のとおり)。

また、県条例においては、更なる地下水のかん養を促すため、十分なかん養等の取組を行う事業については、県条例におけるその他の地域と同等の規模要件が適用されることから、本市においても、その趣旨を踏まえ、別紙2の表中8番、9番、10番、11番、12番、13番、15番のうちスポーツ又はレクリエーション施設及び20番の事業のうち十分なかん養等の取組を行う事業については、「一般地域」の規模要件を50ha、「指定地域」の規模要件を25ha とすること。

③ その他

個別の対象事業が規模要件に満たない場合であっても、相互に密接に関連する2つ以上の事業が一体的に実施される場合は「複合事業」として対象事業に規定し、規模要件は、別紙2の表中22番に示す規模とすること。

なお、「複合事業」の一体性の考え方(事業の近接性、実施時期、事業主体等)については、「専門家会議」において、明確にすること。

6 その他

現在、市域内における環境影響評価については、県条例が適用されているが、条例制定後は市条例が適用されることとなり、市民や事業者に影響を及ぼすことから、条例施行に向け広く市民や事業者へ周知するため、パブリックコメントに加え説明会の開催や様々な

手段を活用した広報を行うなど丁寧な説明に努めること。

また、次年度「技術指針」を検討する「専門家会議」では、当審議会で見解のあった以下についても、詳細に議論すること。

- (1)「スクリーニング」の対象事業や具体的な判定基準
- (2)「指定地域」の詳細の範囲や接する場合の考え方
- (3)「複合事業」の要件や一体性の考え方(事業の近接性、実施時期、事業主体等)
- (4)別紙2の表中8番、9番、10番、11番、12番、13番、15番のうちスポーツ又はレクリエーション施設及び20番の事業における要件緩和の条件である「一定の要件」

前回の答申(案)への意見及び 制定スケジュールについて

令和6年3月27日(水)

熊本市環境政策課

○前回の答申(案)への意見

(澤委員)

・4(1)「熊本市の豊かな地域特性に即した制度」の中で、地下水についてさらに強調してはいいかがか。地下水の要素は重要であり、「清らかな地下水」に加え、「市域全域が対象地域であること」や、「地下水が生活と密着している」こと等を盛り込むことで、今後の技術指針の検討や市民、国民への周知において、論点がより明らかになるのではないか。

→ ご指摘を踏まえ追記

(上迫委員)

・5(3)① 対象事業の中で、高層建築物を対象とすることについて、「工事中・供用開始後ともに周辺への環境影響が大きいことから」に加え、景観への影響が懸念される等、もっと具体的に説明した方が納得が得られやすいのではないか。

→ 指摘を踏まえ追記

・6 その他に「適応」は「適用」ではないか。

→ ご指摘を踏まえ修正

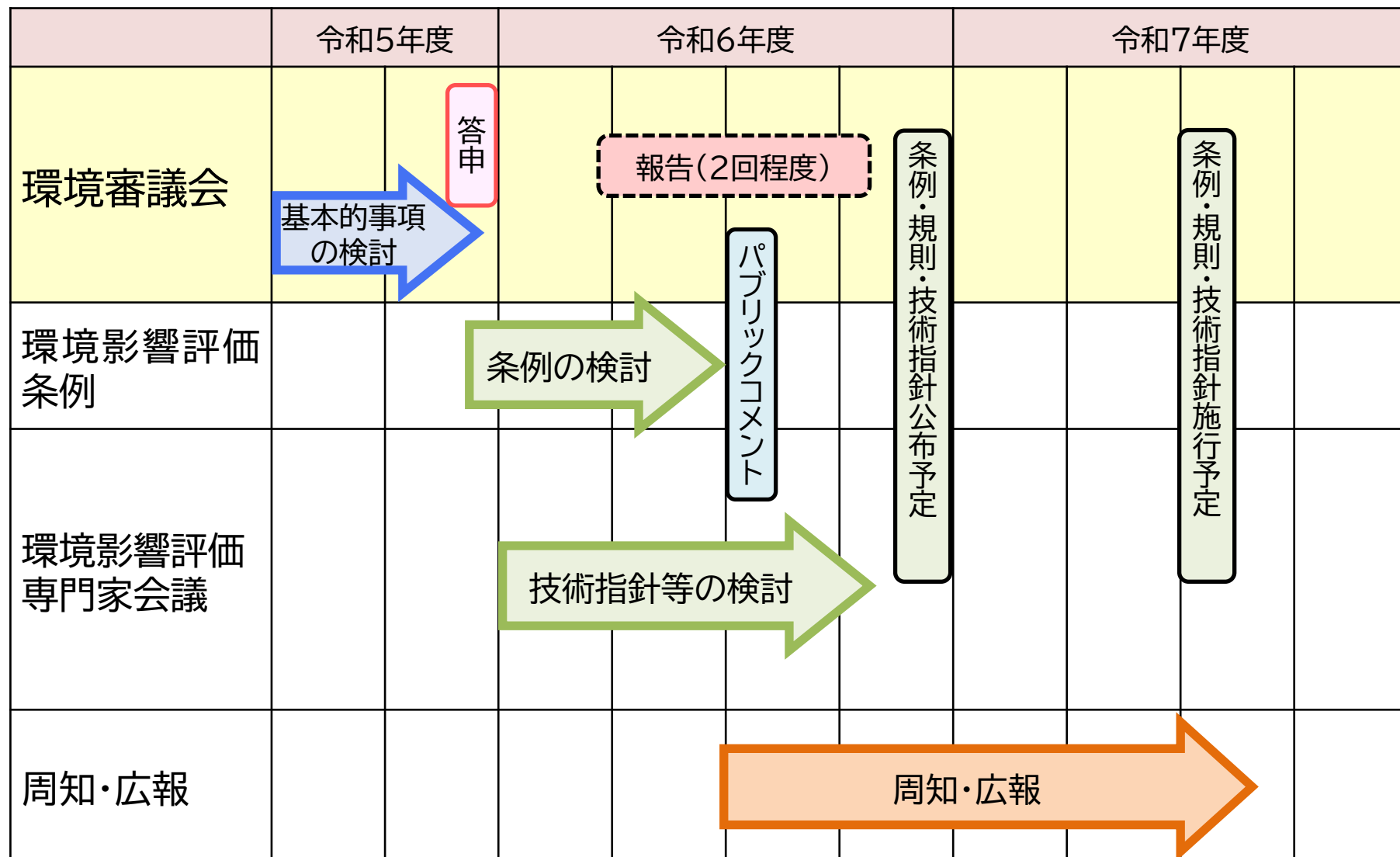
(柴田委員)

・これまで環境審議会で議論となった専門家会議で検討する項目については、その他などにまとめて列挙し、「これについては専門家会議で詳細に検討すること」として記載してはいいかがか。

→ ご指摘を踏まえ、それぞれの項目ごとに記載していたものをその他でまとめて一覧で記載

○制定スケジュール

環境影響評価制度の構築までの全体スケジュール



(仮称)熊本市環境影響評価条例 の基本的事項(案)について

令和6年3月27日(水)

熊本市環境政策課

- 1 環境影響評価条例制定の検討の背景
- 2 環境影響評価条例制定の検討
- 3 環境影響評価条例の手続方法
- 4 環境影響評価条例の地域区分(ゾーニング)
- 5 環境影響評価条例の対象事業・規模要件

1. 環境影響評価条例制定の検討の背景

・近年、大規模な開発事業や気候変動による激甚災害が多発しており、市民の環境に対する関心は高まっている中、事業の計画段階から環境保全について調査・予測・評価を実施する「環境影響評価制度」の重要性は高まっている。

【懸念される環境への悪影響の例】



大気汚染



水質汚濁



騒音

出典:政府広報オンライン(<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201109/3.html>)

・熊本市では環境影響評価対象事業に対処するため、令和3年10月1日に「熊本市環境基本条例」を改正し、「環境影響評価」に関する規定を新規に追加した。また、令和4年3月29日には、第4次熊本市環境総合計画を策定し、令和6年度中を目途に(仮)熊本市環境影響評価条例を制定することを明記した。

・本市の清らかな地下水や豊かな緑といった良好な自然環境のほか、熊本城などの本市の魅力である歴史文化遺産を持続可能なものとするため、本市独自の「(仮称)熊本市環境影響評価条例」の制定に向け検討を始めたもの。

1. 環境影響評価条例制定の検討の背景

○ 熊本市環境審議会への諮問

令和5年4月24日、熊本市長から本審議会に対し、本市の多様で豊かな環境を受け継ぐ総合的な環境配慮制度として、「(仮称)熊本市環境影響評価条例」の制定に向け、条例の基本的事項である「手続方法」、「地域区分」、「対象事業の種類や規模要件」についての諮問がなされた。

令和5年度

① 環境影響評価の手続方法

事業者が環境影響評価を実施する上で必要な手続方法(フロー)を設定

② 環境影響評価の地域区分(ゾーニング)

自然環境などの地域特性に応じて、環境配慮を要する地域等を設定

③ 環境影響評価の対象事業の種類・規模要件

地域特性や都市計画等を踏まえ、対象事業の種類や規模要件を設定

環境審議会へ諮問

条例の基本的事項

令和6年度

④ 環境影響評価の調査、予測及び評価の方法(技術指針)の検討

環境影響評価を行うために必要な環境影響評価の調査、予測及び評価の具体的な方法並びに環境影響評価項目等を、「技術指針」で規定

技術指針

2. 環境影響評価条例制定の検討

(1) 環境影響評価条例の検討の視点

本市の地域特性や近年の社会背景を考慮しつつ、以下の3つの視点をもって環境影響評価制度を構築する。

① 熊本市の豊かな地域特性に即した制度

本市は、清らかな地下水や豊かな緑といった自然環境や、熊本城をはじめとした史跡が混在する自然と歴史の香り高い都市であるため、このような地域特性を踏まえた地域区分(ゾーニング)や独自の対象事業を導入する。

② 世界情勢や社会状況を踏まえた効果的な制度

脱炭素化やネイチャーポジティブ(自然再興)の実現といった世界情勢や社会状況を踏まえ、本市の環境保全に十分配慮しつつ、環境負荷の低減が見込める事業に対する手続の簡略化や期間の短縮等、迅速かつ効果的な環境影響評価手続とする。

③ 事業者によるより良い環境づくりを促す制度

「地方の時代に即した条例アセスのあり方に関する研究」で示された「望ましい環境影響評価制度のあり方や今後の課題等」を踏まえ、従来のネガティブチェックのイメージから脱却し、事業者自身が積極的に環境づくりに取り組む制度とする。

2. 環境影響評価条例制定の検討

(2) 本市の環境影響評価条例の前提条件

○ 熊本県境影響評価条例

(市町村との関係等)

第48条第2項

市町村が対象事業に係る環境影響評価及び事後調査に関し条例を制定している場合において、当該条例の内容がこの条例の趣旨に即したものであり、かつ、環境の保全に関しこの条例と同等以上の効果が期待できるものとして知事が指定したときは、当該市町村の区域内に限って実施される対象事業については、この条例の規定は、適用しない。



本市独自の条例を制定すれば、市域内で実施される事業が必ず市条例に基づきアセスが実施されるわけではない。

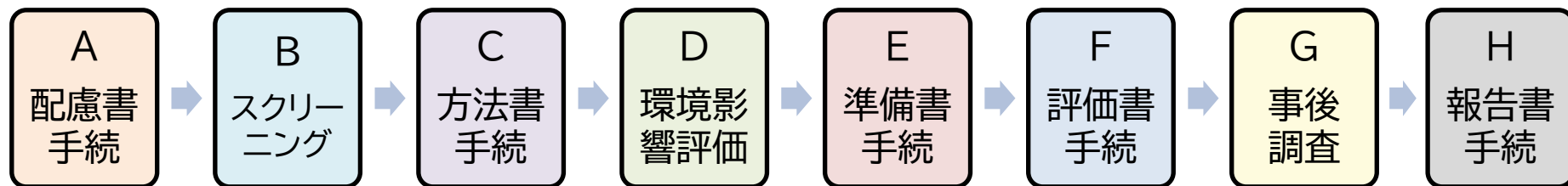
市域内で実施される事業であっても、県条例の基準より緩くしてしまうと、市条例ではアセスの対象でなくとも、県条例で対象となってしまう。

本市の環境保全に主体的に取り組むためには、**県条例を基本**に本市の条例を検討していく必要がある。

3. 環境影響評価条例の手続方法

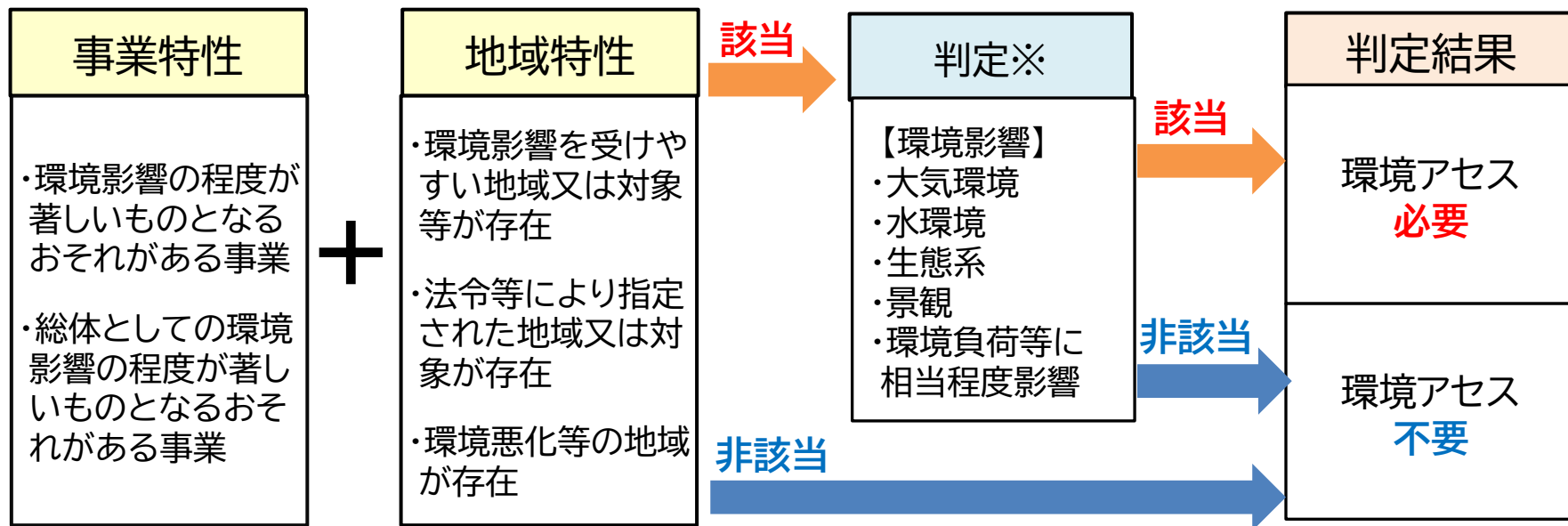
○ 本市の環境影響評価条例の手続方法

A「配慮書」～H「報告書手続き」まで全て採用



現在、県条例ではBスクリーニングのみ不採用だが、導入に向けて検討中

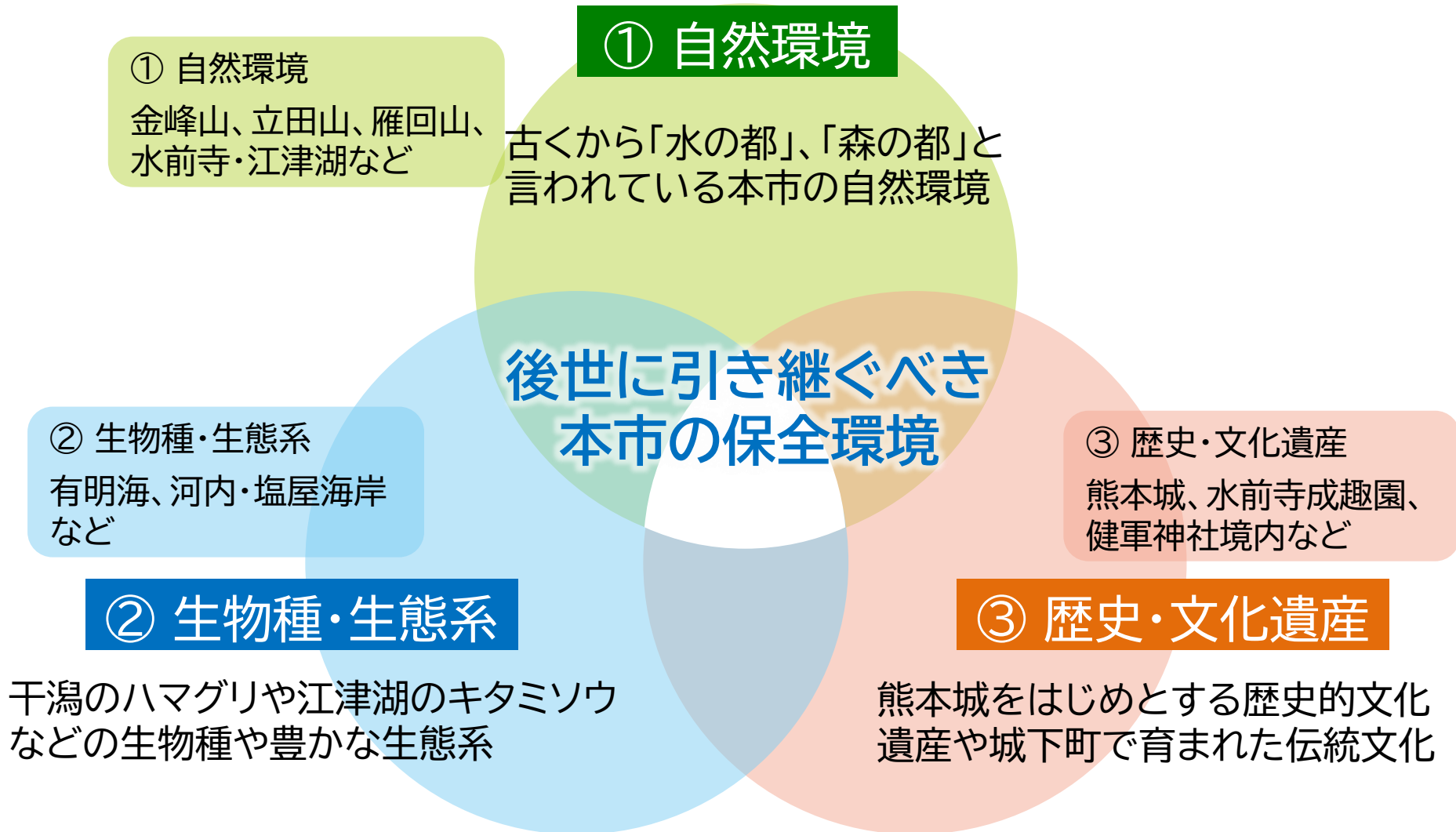
<スクリーニングの流れ>



※判定基準については、スクリーニングを導入することで環境悪化を招かないよう、今後「技術指針」等で明確に規定する。

4. 環境影響評価条例の地域区分(ゾーニング)

(1) 本市の地域特性に応じた特に保全が必要な地域



4. 環境影響評価条例の地域区分(ゾーニング)

(2) 本市の地域区分(ゾーニング)

本市の特徴である自然環境、生物種・生態系、歴史・文化遺産について、より環境への配慮が必要な地域を、「**指定地域**」に設定

	分野	地域名	概要(根拠法令)	本市の代表地域・対象
①	自然環境	県立自然公園	・優れた自然の風景地で、その保護等を図る必要がある地域(熊本県立自然公園条例)	金峰山、立田山など
②	自然環境	環境保護地区	・市街地周辺に残された貴重な緑地等の保全地域(熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例)	砂取環境保護地区など(計13箇所)
③	自然環境	保安林	・水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全等に必要地域(森林法)	金峰山、立田山、雁回山など
④	自然環境	風致地区	・土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致(自然的景観)の維持が必要な区域(都市計画法)	立田山、水前寺・江津湖、八景水谷、花岡山・万日山など(7地区)
⑤	生物種・生態系	干潟・藻場	・生物多様性の観点から重要度の高い海域として指定された地域(自然環境保全法)	有明海沿岸、河内・塩屋海岸など
⑥	歴史・文化遺産	史跡・名勝・天然記念物	・鑑賞上又は歴史上等価値の高いもの(文化財保護法、熊本県文化財保護条例、熊本市文化財保護条例)	熊本城跡、水前寺成趣園、藤崎台のクスノキ群など

※ 地域区分(ゾーニング)については、「別紙1」参照

5. 環境影響評価条例の対象事業・規模要件

(1) 本市の対象事業の種類

<熊本市の環境影響評価制度対象事業の種類一覧>

出典:環境影響評価情報支援ネットワークHPの資料を引用・改編

対象事業の種類	道路 国道その他の道路	河川 ダム堰放水路等	鉄道等	飛行場	発電所	電気工作物	廃棄物処分場	廃棄物処理施設	埋立て、干拓	土地区画整理事業(法)	新住宅市街地開発事業(法)	工業団地造成事業	新都市基盤整備事業(法)	流通業務団地造成事業(法)	宅地の造成の事業	住宅団地造成事業	農用地造成事業	畜産施設	レクリエーション施設	都計第2種工作物	土石採取	鉱物採掘	発生土砂処分場等	下水終末処理場	浄水配水施設用地	大規模建築物(高層建築物)	工場事業場	ガス供給・熱供給	試験研究団地	学校用地	墓地・墓園	公園	複合事業	
国	●	●	●	●	●	－	●	－	●	●	●	●	●	●	●	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
熊本県	●	●	●	●	●	－	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	▲	●	▲	▲	●	▲	－	●	▲	▲	▲	▲	▲	▲	－
熊本市	●	●	●	●	●	－	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	▲	●	▲	▲	●	▲	●	●	▲	▲	▲	▲	▲	▲	●

●:対象事業 ▲:対象事業(他の対象事業に含まれるもの)

- 
- ・市域内で事業実施の可能性があるため、県条例の対象事業はすべて本市の対象事業とする
 - ・この他、「大規模建築物(高層建築物)」と「複合事業」についても、本市の地域特性を踏まえ対象事業とする

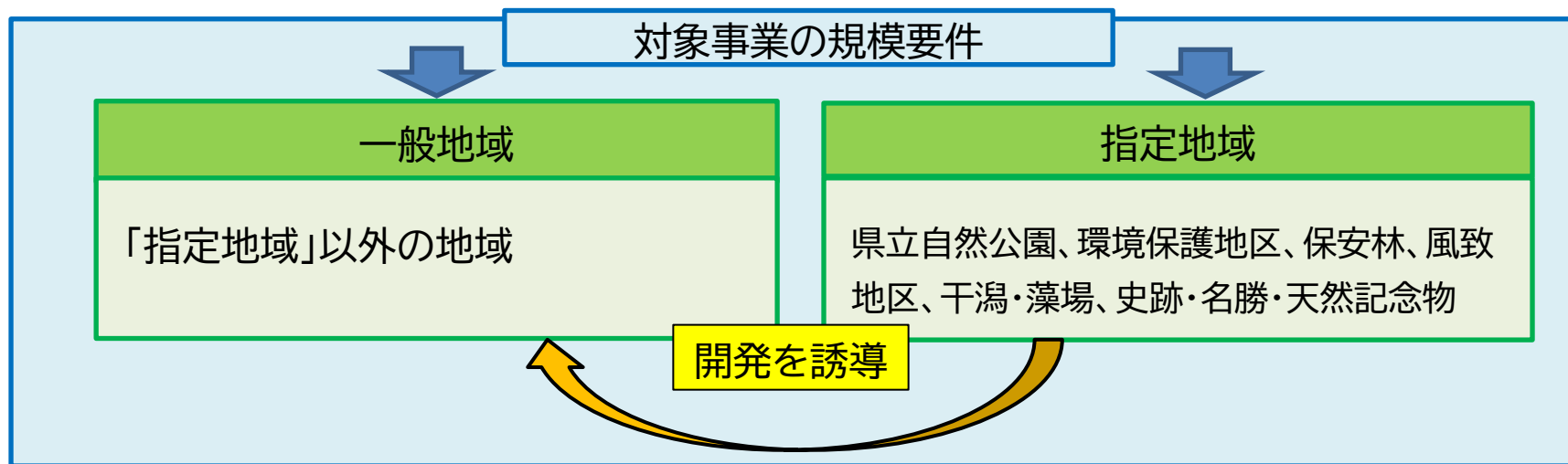
※ 対象事業の種類については、「別紙2」参照

5. 環境影響評価条例の対象事業・規模要件

(2) 本市の対象事業の規模要件

- ・「指定地域」： 自然環境、生物種・生態系、歴史・文化遺産の観点から重要な地域
- ・「一般地域」： 「指定地域」以外
- ・「一般地域」の規模要件は県条例と同等、「指定地域」は原則「一般地域」の50%
- ・ その他、事業特性上必要に応じて個別に設定

「指定地域」の規模要件を強化することで、「一般地域」へ開発が誘導される効果を期待



※ 対象事業の規模要件については、「別紙2」参照

5. 環境影響評価条例の対象事業・規模要件

(3) 個別設定について

① 廃棄物処理施設(最終処分場)の規模要件

区分		事業の種類・規模要件
法	第1種事業	面積30ha以上
	第2種事業	25～30ha
県条例	全域	全て
市条例	一般地域	全て
	指定地域	全て

最終処分場は、その事業特性から地下水質への適正な環境配慮が必要なことから全ての事業を対象として厳しく設定しているため、一般地域と指定地域の区別なく全ての事業を対象とする。

② 公有水面の埋立・干拓の規模要件

区分		事業の種類・規模要件
法	第1種事業	面積50ha以上
	第2種事業	40～50ha
県条例	一般地域(干潟等地域)	25ha以上(5ha以上)
市条例	一般地域	25ha以上(5ha以上)
	指定地域	25ha以上(5ha以上)

熊本県は、干潟等地域の規模要件を既に一般地域の20%規模として厳しく設定しており、公有水面埋立・干拓事業は、沿岸部以外での事業の可能性が極めて小さいことから、熊本県と同様に設定する。

5. 環境影響評価条例の対象事業・規模要件

③ 豚房施設の規模要件

区分		事業の種類・規模要件
法	第1種事業	対象外
	第2種事業	対象外
県条例	全域	施設面積7,500㎡以上又は増設後の総面積9,000㎡以上
市条例	一般地域	施設面積7,500㎡以上又は増設後の総面積9,000㎡以上
	指定地域	

本市では、畜産業の経営安定化と規模拡大を推進しており、「一般地域」、「指定地域」とともに、県条例と同じ規模要件とする。

※豚房施設からの排水については、水質汚濁防止法に基づき個別に規制されている。

④ 大規模建築物(高層建築物)の規模要件

区分		事業の種類・規模要件
法	第1種事業	対象外
	第2種事業	対象外
県条例	全域	対象外
市条例	一般地域	延べ床面積5万㎡以上 かつ 高さ100m以上
	指定地域	

大規模建築物(高層建築物)は、基本的に市街化区域内に建築される高層ビル、マンション等が想定されるため、指定地域において実施される可能性は極めて小さく、一律に規模要件を設定する。

5. 環境影響評価条例の対象事業・規模要件

⑤ 複合事業の規模要件

個別の開発行為が規模要件に満たない事業であっても、相互に密接に関連する2つ以上の事業が一体的に実施される事業を「複合事業」として設定

区分		事業の種類・規模要件
法	第1種事業	対象外
	第2種事業	対象外
県条例	全域	対象外
市条例	一般地域	造成等事業の合計面積が25ha以上(一定の要件を満たす場合は50ha以上)
	指定地域	造成等事業の合計面積が12.5ha以上(一定の要件を満たす場合は25ha以上)

「一般地域」は、造成を伴う事業の合計面積が25ha以上とし、「指定地域」はその50%規模とする。

- ・太陽電池発電所については、経産省・環境省通知「太陽電池発電所・風力発電所に係る環境影響評価法及び電気事業法に基づく環境影響評価における事業の一連性の考え方について」に基づき切り分けを防止。
- ・複合事業の要件や一体性の考え方(事業の近接性、実施時期、事業主体等)は、次年度に「技術指針」を策定するために設置する「専門家会議」において検討。

5. 環境影響評価条例の対象事業・規模要件

⑥ 港湾計画の規模要件

区分		事業の種類・規模要件
法	第1種事業	埋立・掘込面積の合計300ha
	第2種事業	
県条例	全域	埋立・掘込面積の合計150ha
市条例	一般地域	埋立・掘込面積の合計150ha
	指定地域	

港湾計画の特性上、沿岸部に立地する事業を対象としており、指定地域と一般地域を区別する必要がないため、一律に県条例の規模要件の事業を対象とする。

5. 環境影響評価条例の対象事業・規模要件

(4) 本市の対象事業の規模要件一覧

番号	事業の種類	事業の規模要件等	
		一般地域(第1種事業(全域の以下の事業))	指定地域(第2種事業(指定地域の以下の事業))
1	国道、県道、市町村道、農道、林道	4車線以上かつ長さ5km以上 (森林地域:2車線以上かつ長さ10km以上)	4車線以上かつ長さ2.5km以上 (森林地域:2車線以上かつ長さ5km以上)
	大規模林道	幅員6.5m以上かつ長さ10km以上	幅員6.5m以上かつ長さ5km以上
2	ダム	貯水面積50ha以上	貯水面積25ha以上
	堰	湛水面積50ha以上又は改築後の面積50ha以上かつ増加面積25ha以上	湛水面積25ha以上又は改築後の面積25ha以上かつ増加面積12.5ha以上
	放水路	土地改変面積50ha以上	土地改変面積25ha以上
3	鉄道	長さ5km以上	長さ2.5km以上
	軌道	長さ5km以上	長さ2.5km以上
4	飛行場	滑走路の長さ1,250m以上又は延長後の長さ1,250m以上かつ延長部分250m以上	滑走路の長さ625m以上又は延長後の長さ625m以上かつ延長部分125m以上
5	水力発電所	出力15,000kW以上	出力7,500kW以上
	火力発電所	出力75,000kW以上	出力37,500kW以上
	地熱発電所	出力5,000kW以上	出力2,500kW以上
	風力発電所	出力5,000kW以上 (一定の条件に該当する事業は除く)	出力2,500kW以上 (一定の条件に該当する事業は除く)
	太陽電池発電所	太陽電池発電所の敷地その他事業の用に供される敷地の面積が20ha以上	太陽電池発電所の敷地その他事業の用に供される敷地の面積が10ha以上

5. 環境影響評価条例の対象事業・規模要件

番号	事業の種類	事業の規模要件等	
		一般地域(第1種事業(全域の以下の事業))	指定地域(第2種事業(指定地域の以下の事業))
6	廃棄物最終処分場※ ¹	新設すべて	
	廃棄物焼却施設	処理能力4t/時又は100t/日以上	処理能力2t/時又は50t/日以上
	し尿処理施設	処理能力100kl/日以上	処理能力50kl/日以上
7	公有水面の埋立・干拓※ ²	面積25ha以上 (干潟等地域を含む場合は面積5ha以上)	
8	土地区画整理事業	面積(人口集中地区の面積を除く)25ha以上 (一定の要件を満たす場合は50ha以上)	面積(人口集中地区の面積を除く)12.5ha以上 (一定の要件を満たす場合は25ha以上)
9	新住宅市街地開発事業	面積25ha以上(一定の要件を満たす場合は50ha以上)	面積12.5ha以上(一定の要件を満たす場合は25ha以上)
10	工業団地の造成事業	面積25ha以上(一定の要件を満たす場合は50ha以上)	面積12.5ha以上(一定の要件を満たす場合は25ha以上)
11	新都市基盤整備事業	面積25ha以上(一定の要件を満たす場合は50ha以上)	面積12.5ha以上(一定の要件を満たす場合は25ha以上)
12	流通業務団地の造成事業	面積25ha以上(一定の要件を満たす場合は50ha以上)	面積12.5ha以上(一定の要件を満たす場合は25ha以上)
13	住宅団地の造成事業	面積25ha以上(一定の要件を満たす場合は50ha以上)	面積12.5ha以上(一定の要件を満たす場合は25ha以上)
14	農用地の造成事業	面積100ha以上(農用地以外の土地から農用地への地目変換に係わるものに限る)	面積50ha以上(農用地以外の土地から農用地への地目変換に係わるものに限る)

5. 環境影響評価条例の対象事業・規模要件

番号	事業の種類	事業の規模要件等	
		一般地域(第1種事業(全域の以下の事業))	指定地域(第2種事業(指定地域の以下の事業))
15	スポーツ又はレクリエーション施設	面積25ha以上(一定の要件を満たす場合は50ha以上)	面積12.5ha以上(一定の要件を満たす場合は25ha以上)
	ゴルフ場	面積20ha以上又は変更後の面積20ha以上かつ増加面積5ha以上	面積10ha以上又は変更後の面積10ha以上かつ増加面積2.5ha以上
16	下水道終末処理場	計画処理人口10万人以上	計画処理人口5万人以上
17	工場、事業場	燃料使用量8kl/時又は平均排出水量0.5万m ³ /日以上	燃料使用量4kl/時又は平均排出水量0.25万m ³ /日以上
18	豚房施設※3	施設面積7,500m ² 以上又は増設後の総面積9,000m ² 以上	
19	岩石、土、砂利の採取	面積30ha以上又は変更後の面積50ha以上	面積15ha以上又は変更後の面積25ha以上
20	その他の造成事業	上記以外の工作物の用に供する土地の造成事業で面積25ha以上(一定の要件を満たす場合は50ha以上)	上記以外の工作物の用に供する土地の造成事業で面積12.5ha以上(一定の要件を満たす場合は25ha以上)
21	大規模建築物(高層建築物)※4	延べ面積5万m ² 以上かつ高さ100m以上	
22	複合事業	面積25ha以上(一定の要件を満たす場合は50ha以上)	面積12.5ha以上(一定の要件を満たす場合は25ha以上)
23	港湾計画※5	埋立・掘込面積の合計150ha	

(参考)熊本県環境影響評価条例施行規則改正(R5.10.1)

1 熊本県環境影響評価条例施行規則改正の内容

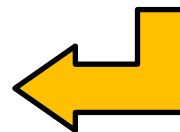
＜熊本県環境影響評価条例施行規則の改正＞(造成等の面事業について)

地下水涵養指針改正:「地下水採取量に見合う量
(採取量の10割)」のかん養を義務化

+

土地の造成等開発により
減少するかん養量以上のかん養

地下水保全地域の面事業の規模要件(50ha←25ha)に見直し



「地下水の涵養の促進に関する指針」改正

- 今後、企業等の地下水の採取量が増大した場合、現状の採取量とかん養量の収支バランスが確保できなくなる可能性があるため、地下水かん養量の目標量を「地下水採取量の1割」から「地下水採取量に見合う量(原則10割)」に改正。

「熊本県環境影響評価条例施行規則」改正

- 地下水保全地域内の面事業について、「地下水の採取量」と「開発により減少するかん養量」の合計を超える涵養等を行うことが確実であると見込まれる面事業に限り、25ha以上である規模要件を、一般の地域と同様の面積50ha以上にするよう改正。

2 地下水保全地域の面事業の規模要件が厳しく設定されている理由

熊本県では、水道水源の約8割を地下水に依存し、特に熊本地域では、水道水源のほぼ100%を地下水で賄うなど、地下水は将来に亘り保全しなければならない最も重要な環境要素。



県内全域における面事業の規模要件は50haであるが、地下水保全地域においては25haで設定されている。

3 本市の県条例規則改正への対応

地下水かん養を促進するため、県規則改正と同様の考え方を適用する。

事業の種類	事業の規模要件等	
	一般地域	指定地域
土地区画整理事業 工業団地造成事業 等	面積25ha以上 (ただし、一定の要件を満たす場合は面積50ha以上)	面積12.5ha以上 (ただし、一定の要件を満たす場合は面積25ha以上)

(参考)大規模建築物(高層建築物)について

○大規模建築物(高層建築物)を対象事業とした理由

大規模建築物(高層建築物)は、工事中の建設機械の稼働による騒音、振動、大気汚染等や、供用時の高層建築物による景観、日照障害、電波障害、風害など、工事中・供用時ともに周辺への環境影響が大きいいため、対象事業に追加した。

本市では、延べ床面積5万㎡以上かつ高さ100m以上の建築実績が少なく環境影響の知見が十分でないことや、市街地等の開発と環境保全のバランス、他の政令指定都市の状況を踏まえ、規模要件を設定した。



本市における大規模建築物(高層建築物)の規模要件(案):延床面積5万㎡以上かつ高さ100m以上

<本市の延べ床面積5万㎡以上かつ高さ100m以上の建築物(以下の1件のみ)>

番号	名称	高さ[m]	階	所在地	竣工	延べ床面積
1	ザ・熊本タワー(複合施設)	126	35	熊本市西区	2013	約52,500㎡

熊本市の対象事業の種類・規模要件

番号	事業の種類	事業の規模要件等	
		一般地域(指定地域以外(第1種事業))	指定地域(第2種事業(指定地域の以下の事業))
1	国道、県道、市町村道、農道、林道	4車線以上かつ長さ5km以上 (森林地域において2車線以上かつ長さ10km以上)	4車線以上かつ長さ2.5km以上 (森林地域において2車線以上かつ長さ5km以上)
	大規模林道	幅員6.5m以上かつ長さ10km以上	幅員6.5m以上かつ長さ5km以上
2	ダム	貯水面積50ha以上	貯水面積25ha以上
	堰	湛水面積50ha以上	湛水面積25ha以上
	放水路	土地改変面積50ha以上	土地改変面積25ha以上
3	鉄道	長さ5km以上	長さ2.5km以上
	軌道	長さ5km以上	長さ2.5km以上
4	飛行場	滑走路の長さ1,250m以上又は延長後の長さ1,250m以上かつ延長部分250m以上	滑走路の長さ625m以上又は延長後の長さ625m以上かつ延長部分125m以上
5	水力発電所	出力15,000kW以上	出力7,500kW以上
	火力発電所	出力75,000kW以上	出力37,500kW以上
	地熱発電所	出力5,000kW以上	出力2,500kW以上
	風力発電所	出力5,000kW以上(一定の事業に該当する事業は除く。)	出力2,500kW以上
	太陽電池発電所	面積20ha以上	面積10ha以上
6	廃棄物最終処分場	新設すべて	新設すべて
	廃棄物焼却施設	処理能力4t/時又は100t/日以上	処理能力2t/時又は50t/日以上
	し尿処理施設	処理能力100kl/日以上	処理能力50kl/日以上
7	公有水面の埋立・干拓	面積25ha以上地域	面積25ha以上地域
		(干潟等地域を含む場合は面積5ha以上)	(干潟等地域を含む場合は面積5ha以上)
8	土地区画整理事業	面積(人口集中地区の面積を除く)25ha以上(一定の要件を満たす場合は50ha以上)	面積(人口集中地区の面積を除く)12.5ha以上(一定の要件を満たす場合は25ha以上)
9	新住宅市街地開発事業	面積25ha以上(一定の要件を満たす場合は50ha以上)	面積12.5ha以上(一定の要件を満たす場合は25ha以上)
10	工業団地の造成事業	面積25ha以上(一定の要件を満たす場合は50ha以上)	面積12.5ha以上(一定の要件を満たす場合は25ha以上)
11	新都市基盤整備事業	面積25ha以上(一定の要件を満たす場合は50ha以上)	面積12.5ha以上(一定の要件を満たす場合は25ha以上)
12	流通業務団地の造成事業	面積25ha以上(一定の要件を満たす場合は50ha以上)	面積12.5ha以上(一定の要件を満たす場合は25ha以上)
13	住宅団地の造成事業	面積25ha以上(一定の要件を満たす場合は50ha以上)	面積12.5ha以上(一定の要件を満たす場合は25ha以上)
14	農用地の造成事業	面積100ha以上(農用地以外の土地から農用地への地目変換に係わるものに限る)	面積50ha以上(農用地以外の土地から農用地への地目変換に係わるものに限る)
15	スポーツ又はレクリエーション施設	面積25ha以上(一定の要件を満たす場合は50ha以上)	面積12.5ha以上(一定の要件を満たす場合は25ha以上)
	ゴルフ場	面積20ha以上又は変更後の面積20ha以上かつ増加面積5ha以上	面積10ha以上又は変更後の面積10ha以上かつ増加面積2.5ha以上
16	下水道終末処理場	計画処理人口10万人以上	計画処理人口5万人以上
17	工場・事業場	燃料使用量8kl/時又は平均排出水量0.5万m ³ /日以上	燃料使用量4kl/時又は平均排出水量0.25万m ³ /日以上
18	豚房施設	施設面積7,500m ² 以上又は増設後の総面積9,000m ² 以上	施設面積7,500m ² 以上又は増設後の総面積9,000m ² 以上
19	岩石、土、砂利の採取	面積30ha以上又は変更後の面積50ha以上	面積15ha以上又は変更後の面積25ha以上
20	その他の造成事業	上記以外の工作物の用に供する土地の造成事業で面積25ha以上(一定の要件を満たす場合は50ha以上)	上記以外の工作物の用に供する土地の造成事業で面積12.5ha以上(一定の要件を満たす場合は25ha以上)
21	大規模建築物(高層建築物)	延べ面積5万m ² 以上かつ高さ100m以上	延べ面積5万m ² 以上かつ高さ100m以上
22	複合事業	面積25ha以上(一定の要件を満たす場合は50ha以上)	面積12.5ha以上(一定の要件を満たす場合は25ha以上)
23	○ 港湾計画	埋立て区域及び掘込み地域の面積の合計が150ha以上	埋立て区域及び掘込み地域の面積の合計が150ha以上

森林地域、
 干潟等地域、
 地下水保全地域
 指定地域(県立自然公園、環境保護地区、保安林、風致地区、干潟・藻場、史跡・名勝・天然記念物)

